

利用料金一覧表（利用者負担金）

2022.1.1

特別養護老人ホームまちだ園（介護老人福祉施設）

1) 基本利用料金（1日当たりの自己負担額）

	要介護度	介護保険対象（一割負担）							介護保険外（実費負担）		合計 （1日当たり）							
		基本料金	加算料金						食費	居住費								
			日常生活継続支援加算	看護体制加算（ⅠⅡ）	夜勤職員配置加算（Ⅲ）	個別機能訓練加算	栄養マネジメント強化加算	科学的介護推進体制加算（Ⅱ）										
多床室	要介護1	573円	36円	12円	16円	12円	11円	50円	1550円	855円	3115円/日							
	要介護2	641円									3183円/日							
	要介護3	712円									3254円/日							
	要介護4	780円									3322円/日							
	要介護5	847円									3389円/日							
従来型個室	要介護1	573円								36円	12円	16円	12円	11円	50円	1550円	1171円	3431円/日
	要介護2	641円																3499円/日
	要介護3	712円																3570円/日
	要介護4	780円																3638円/日
	要介護5	847円																3705円/日

2) その他の加算料金（一割負担額）

加算項目・内容	加算料金
初期加算	入所した日から起算して30日以内の期間に加算。30日を超える入院後、再入所の場合も同様。 30円/日
安全対策体制加算	安全対策担当者が、施設における安全対策についての専門知識等を外部における研修において身につけ、自施設での事故防止検討委員会等で共有を行い、施設における安全管理体制をより一層高める場合の評価として、入所初日に1回加算。 20円/1回
科学的介護推進体制加算 （Ⅰ）（Ⅱ）	国の新たなデータベース「LIFE」へのデータ提出とフィードバックの活用により、PDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図る取り組みの評価として加算。 （Ⅰ）40円/月 （Ⅱ）50円/月
口腔衛生管理加算 （Ⅰ）（Ⅱ）	歯科衛生士が、口腔ケアを月2回以上行っている場合に加算。 （Ⅰ）90円/月 （Ⅱ）110円/月
療養食加算	医師の指示により療養食を提供した場合に加算（3食まで）。 6円/1食
経口移行加算	経管栄養により食事を摂取している利用者の摂食・嚥下機能を踏まえた経口移行支援を行った場合に加算。 28円/日
経口維持体制加算 （Ⅰ）（Ⅱ）	摂食機能障害や誤嚥を有する利用者に対して、多職種による食事の観察（ミールラウンド）や会議等の取り組みのプロセス及び摂食・嚥下機能を踏まえた経口維持支援を行った場合に加算。 （Ⅰ）400円/月 （Ⅱ）100円/月

再入所時栄養連携加算	病院に入院した場合で、退院した後に再度当施設に入所する際、入院前と大きく異なる栄養管理が必要となった場合に加算。		200 円／回
配置医師緊急時対応加算	施設の求めに応じて、配置医師が早朝、夜間、深夜に施設を訪問して診察を行った場合に加算。	早朝・夜間の場合	650 円／回
		深夜の場合	1300 円／回
看取り介護加算（Ⅰ）	医師の診断により看取り介護の計画を作成し、看とり介護を行った場合に加算。	死亡日	1280 円／日
		死亡前日・前々日	680 円／日
		死亡前 4 日～30 日	144 円／日
		死亡前 31 日～45 日	72 円／日
看取り介護加算（Ⅱ）	医師の診断により看取り介護の計画を作成し、当施設で看とり介護を行った場合に加算。	死亡日	1580 円／日
		死亡前日・前々日	780 円／日
		死亡前 4 日～30 日	144 円／日
		死亡前 31 日～45 日	72 円／日
再入所時栄養連携加算	病院に入院した場合で、退院した後に再度当施設に入所する際、入院前と大きく異なる栄養管理が必要となった場合に加算。		200 円／回
A D L 維持等加算 （Ⅰ）（Ⅱ）	ご利用者様の自立支援・重度化防止に繋がるサービスを提供する事業所に対して、評価期間の中で ADL の維持または改善の度合いが一定の水準を超えている事業所に対して評価する加算。		（Ⅰ） 30 円／月 （Ⅱ） 60 円／月
自立支援促進加算	ご利用者が尊厳を保持し、能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、支援計画に基づく必要な取組みの実施を評価する加算。		300/月
生活機能向上連携加算 （Ⅰ）（Ⅱ）	外部の理学療法士等が当施設を訪問し機能訓練指導員等と共同して個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行った場合に加算。		（Ⅰ） 100 円／月 （Ⅱ） 200 円／月
			個別機能訓練加算の算定時は 100 円／月
褥瘡マネジメント加算 （Ⅰ）（Ⅱ）	継続的に利用者ごとの褥瘡管理をした場合に加算。		（Ⅰ） 10 円／月 （Ⅱ） 13 円／月
排せつ支援加算	排せつに介護を要する方に対して、その原因を分析し、支援計画を作成し継続して支援した場合に加算。		10 円／月
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が認知症の行動・心理症状により在宅の生活が困難であり、緊急の入所が必要と判断した場合に加算。		200 円／日 （7 日間まで）
若年性認知症入所者受入加算	初老期における認知症によって要介護者となった方を受入れた場合に加算。		120 円／月
認知症専門ケア加算 （Ⅰ）（Ⅱ）	介護を必要とする認知症の方に対して専門的な認知症ケアを行った場合に加算。		（Ⅰ） 3 円／日 （Ⅱ） 4 円／日
退所前訪問相談援助加算	退所に先立って自宅もしくは他施設に訪問し相談援助を行った場合に加算。		460 円／回
退所後訪問相談援助加算	退所後に自宅もしくは他施設に訪問し相談援助を行った場合に加算。		460 円／回
退所時相談援助加算	退所に当たり相談を行い、市等に文書で情報を提供した場合に加算。		400 円／回
退所前連携加算	退所に当たり居宅介護支援事業所と連絡調整を行った場合に加算。		500 円／回
介護職員処遇改善加算	基本料金・加算料金の合計に定められた加算率で加算。		8. 3 %
介護職員等特定処遇改善加算	基本料金・加算料金の合計に定められた加算率で加算。		2. 7 %

※負担軽減対象者の場合には、提示された認定証に記載されている負担額を適用します。